

【病児・病後児保育】送迎サービスの開始について

保育園等で体調不良となった児童の緊急的な送迎対応等を、令和3年度から新たに開始(子ども・子育て支援交付金の活用)

- ・市内すべての病児・病後児保育室において、未就学児を対象に実施
- ・児童の心理面等への配慮から、利用希望施設で事前の送迎登録を行う際、児童も含めて施設スタッフ(看護師・保育士)との面談が必要

(例) ←病児・病後児保育スタッフ
(看護師・保育士)
←体調不良になった児童

